

公益財団法人産業教育振興中央会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人産業教育振興中央会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、産業教育の振興及び質的水準の維持向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教員の教育方法・内容の改善、研究活動の奨励及び研修等に関すること
- (2) 生徒の学習の奨励及び進路指導等に関すること
- (3) キャリア教育等に対応する生徒等の安全確保に関すること
- (4) 産業教育に係る調査研究、情報の収集及び提供に関すること
- (5) 教育界、産業界及び行政との連携協力に関すること
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めた事業は、日本全国において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うため不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ、理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項各号の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員

(定数)

第11条 この法人に評議員12名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又は八に掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - ホ 八又は二に掲げる者の配偶者
 - ヘ ロから二に掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の、次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次の団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者
 - 国の機関
 - 地方公共団体
 - 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時点までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事の報酬等

- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにそれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議すべきものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会に評議員会長を置く。

- 2 評議員会長は、評議員会の議長として議事を整理する。
- 3 評議員会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ評議員会長が指名した評議員がその職務を代行する。
- 4 評議員会長は、評議員の互選で定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上12名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、及び若干名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときには、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること、ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

- 第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第21条第1項各号に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第26条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、その対価として報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、事業年度毎に5月又は6月、9月又は10月及び2月又は3月の3回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第24条第5号の規定により、監事からの請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合、及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会長、副会長及び顧問

(会長及び副会長)

第35条 この法人に、会長1名、副会長3名以内を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 会長及び副会長は、理事会において選任する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、この法人の重要事項について意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 参与及び学校代表委員

(参与及び学校代表委員)

第37条 この法人に、参与及び学校代表委員を置くことができる。

- 2 参与は、学識経験を有する者のうちから、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 学校代表委員は、高等学校の校長又は教員のうちから、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 4 参与及び学校代表委員は、理事長の諮問に応じて、この法人の事業の実施に関し、意見を述べることができる。
- 5 参与及び学校代表委員の任期その他必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第9章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第10章 会員

(会員)

第39条 この法人の趣旨に賛同し、その事業を援助する法人又は個人を会員とすることができる。

- 2 会員及び会費等について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第11章 事務局

(設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 この法人の主たる事務所には、第9条に規定する書類のほか次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (2) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧等については、法令の定めによるほか、第46条第2項に規定する情報公開規程によるものとする。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告の方法による。

第14章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は浦野光人、副理事長は辻村哲夫、専務理事は中山淑廣とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員

飯塚 尚彦	井上 孝美	今成 昭	大沼 昭彦
大野 松茂	金子 昌男	鈴木 敏夫	銭谷 眞美
巽 公一	西澤 宏繁	信川 仁道	前川善太郎
森 裕子	八尾 修生	矢田部正照	